

# 総務委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### （２）川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正に向けた パブリックコメントの実施について

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 資料１  | 川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正について<br>(改正概要説明) |
| 資料２  | 川崎市生産緑地地区指定基準細目改正案及び新旧対照表            |
| 資料３  | パブリックコメント実施案内                        |
| 参考資料 | 指定基準、指定基準細目及び指定基準・細目の運用（抜粋）          |

経済労働局

令和７年７月２４日

# 川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正について(改正概要説明)

- 本市が推進する都市農業においては、都市環境を形成する上で多面的機能を発揮する農地を「都市にあるべきもの」として保全していくことが極めて重要である。
- 本市の生産緑地地区指定の運用では、接道要件を設けているが、この接道要件を緩和することで、新たな生産緑地として有効に活用可能な農地の指定が可能となり、農業経営の安定と継続、優良農地の保全等の効果が期待できるため必要な基準の見直しを行う。

## 1 生産緑地制度の概要

- (1)生産緑地地区は、市街化区域内の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、30年の営農を義務付け都市農地の計画的な保全を図るもの。
- (2)生産緑地地区未指定の農地は宅地並みに固定資産税が課税されるのに対し、**生産緑地地区は軽減措置**が講じられている。

## 2 都市農地施策と農地の位置付けの変遷

### (1)平成3年 生産緑地法の改正

大都市地域における宅地供給の促進が大きな課題となり、市街化区域内農地を**宅地化すべき農地**と**保全すべき農地**に区分し、保全すべき農地については**生産緑地地区の指定**を行うこととなった。

### (2)平成28年 都市農業振興基本計画 閣議決定

社会状況の変化に応じ、都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市環境を形成する上で**都市に「あるべきもの」**へと大きく転換

### (3)令和6年 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

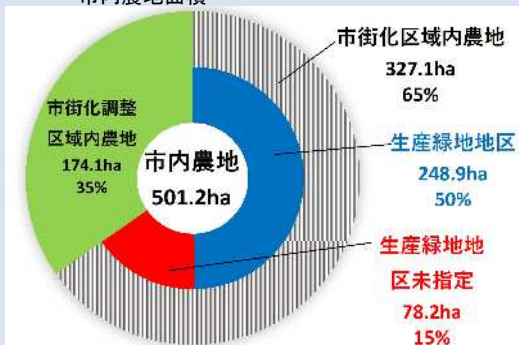
国土交通省から、都市農地は、生産緑地制度の活用等を進め都市に**「あるべきもの」**として適正に**保全**し、有効活用することを促進することが示された。

表1. 農地の位置付けの変遷

|       |                                                 | 市外化区域内農地                                                                 |           |
|-------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------|
|       |                                                 | 生産緑地地区                                                                   | 生産緑地以外の農地 |
| 平成3年  | 改正生産緑地法                                         | 保全すべき農地                                                                  | 宅地化すべき農地  |
| 平成28年 | 都市農業振興基本計画                                      | 市街化区域内の農地は<br><b>都市に「あるべきもの」</b> と位置付け                                   |           |
| 令和6年  | 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針<br>(以下「基本的な方針」という) | 生産緑地地区制度の活用等を進め<br><b>都市に「あるべきもの」</b> として適正に <b>保全</b> し、<br>有効活用することを促進 |           |

## 3 本市生産緑地地区の指定状況

### (1)令和6年10月現在 農地面積



市内農地 501.2ha

- **市街化区域内農地** 327.1ha(市内農地の65%)
  - **生産緑地地区** 248.9ha(市内農地の50%)
  - **生産緑地地区未指定** 78.2ha(市内農地の15%)

生産緑地地区未指定である主な理由

- ①接道がない(本市独自の基準)
- ②一団の面積が300㎡未満(法令で定められた基準)
- ③農地所有者の意向

→ **市街化調整区域内農地** 174.1ha(市内農地の35%)

### (2)生産緑地地区の指定推移

市街化区域内農地面積の減少に比べて生産緑地地区面積の減少は緩やかであり、生産緑地制度により都市農地が保全されている。

表2. 生産緑地地区の指定推移

|                | H4    | H14   | H24   | R6    | H4～R6<br>増減率(%) |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 市街化区域内農地面積(ha) | 818.0 | 563.2 | 436.9 | 327.1 | ▲60.0%          |
| 生産緑地地区面積(ha)   | 296.1 | 325.5 | 300.1 | 248.9 | ▲15.9%          |
| 生産緑地地区指定率(%)   | 36.2% | 57.8% | 68.7% | 76.1% |                 |

## 川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正について(改正概要説明)

### 4 川崎市生産緑地地区指定基準細目（以下「指定基準細目」という。）の概要

○「生産緑地法」等法令で定められた基準に基づき制定した、「川崎市生産緑地地区指定基準」の判断基準を、具体的・詳細に定めたもの。

生産緑地法  
生産緑地法施行令  
生産緑地法施行規則  
都市計画運用指針

制定

川崎市生産緑地地区指定基準  
川崎市生産緑地地区指定基準細目

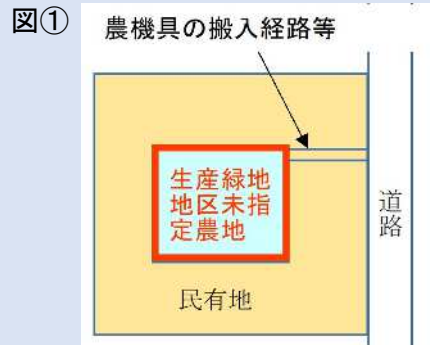
### 5 接道要件を満たさない農地

(1) 接道要件: 本市では、平成8年から国の通知に基づき、生産緑地地区の指定に接道を求め、平成12年から、川崎市生産緑地地区指定基準細目に「公道に接しているもの」と定めている。

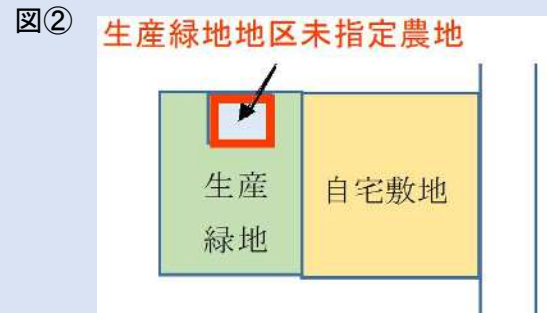
(2) 接道要件を満たさない農地:

図① 畑を管理するために必要な農機具の搬入経路はあるものの、民有地のため農道整備ができない、あるいは、公道等に接する幅が2m未満

図② 接道要件が定められた平成8年より前に指定された未接道の生産緑地を拡大するためには、接道要件を満たす必要があるが、自宅敷地内に農道整備ができない



農地へ出入する経路が民有地のため、公道に接するよう農道整備ができない場合、公道と接する幅が2m未満となり指定不可



過去に未接道で指定された生産緑地を拡大指定するためには、接道要件を満たす必要あり 生産緑地が接道するよう自宅敷地に農道を整備する。整備できない場合は拡大指定不可

### 6 指定基準細目の一部改正に対する本市の考え方

(1) 国の基本的な方針: 生産緑地地区制度の活用等を進め、都市に「あるべきもの」として適正に保全し、有効活用することを促進

(2) 本市の考え方: 生産緑地地区未指定農地が78.2haあり、その中には、本市独自の「接道」の基準を満たさず指定できない農地がある。

本市独自の「接道」の基準を見直し、生産緑地指定を推進する。



都市における緑地への期待の高まりなどから、生産緑地指定を推進することで、都市農地を都市に「あるべきもの」として適正に保全、有効活用する。

# 川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正について(改正概要説明)

## 7 指定基準細目の一部改正の概要

○指定基準細目5「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」の(1)「公道又は建築基準法第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。」に但し書きを下記のように加えることで、**生産緑地の指定要件を緩和する。**

「**ただし、農機具の搬入経路等が確保され、営農に支障がないと認められる場合はこの限りではない。**」と但し書きを追加することにより、接道のない農地についても条件付きで生産緑地に指定できることとする。

## 8 接道要件の有無に関する他自治体の事例

- (1)近隣の10自治体と川崎市を含めた11自治体のうち、接道要件を設けている自治体は6自治体、設けていない自治体は5自治体
- (2)**相模原市**は平成24年に良好な生活環境の確保のために生産緑地が持つ緑地・防災機能をより効果的に活用するとともに、緑地の保全に寄与するため、接道要件を廃止、基準の見直しを実施。
- (3)**練馬区**は原則として接道を求めているが、農機具等の搬入路が確保等された場合に指定を可能としている。

表3. 接道要件の有無に関する他都市の状況

| あり                          | なし                   |
|-----------------------------|----------------------|
| 横浜市、大和市、世田谷区、練馬区、八王子市、（川崎市） | 相模原市、三浦市、町田市、多摩市、稲城市 |

## 9 改正の効果

○但し書きの追加により生産緑地地区に指定される農地が増え、次の効果が期待できる。

○農業経営の安定・継続

○優良農地の保全

○良好な都市環境の形成

## 10 パブリックコメントの実施の周知方法

○HP、広報、市窓口のほか、JAセレサ川崎各支店窓口でのチラシ配布、川崎市農業委員会、各地域における勉強会等

## 11 今後のスケジュール

| R7.7                     | 8         | 9                          | 10            | 11         | 12           | R8.1 | 2～10        | 11         | 12 |
|--------------------------|-----------|----------------------------|---------------|------------|--------------|------|-------------|------------|----|
| 常任委員会パブリックコメント実施について（報告） | パブリックコメント | 常任委員会パブリックコメント実施結果について（報告） | パブリックコメント結果公表 | 基準細目の改正・施行 | R8指定<br>申出受付 | 指定審査 | 都市計画<br>審議会 | 生産緑地<br>指定 |    |

## 川崎市生産緑地地区指定基準細目（案）

- 1 川崎市生産緑地地区指定基準（以下「基準」という。）1の「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼をいい、これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業に用に供されている農業用道路、農業用水路及び生産緑地法第8条において許容される施設の立地する土地を含むものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、何らかの理由により一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地については、容易に耕作の用に供することができる場合においては、「農地等」に含まれるものとする。
- 3 基準1の「一団のものの区域」とは、原則として物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域とする。この場合において農地等の区域に、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。）が介在している場合においても、これらの道路、水路等がおおむね幅員6m以下の小規模で、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものについては、一団のものの区域に含めるものとする。ただし、この場合において、介在する道路、水路等は生産緑地地区の面積に含めないものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、次のすべての要件を満たす農地等については、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団のものの区域に含めるものとする。
  - (1) 100㎡以上の農地等が複数あり、合計で300㎡以上となるもの。

(2) 農地等の間の距離が直線で300m以下であるもの。

(3) 同一の経営体により管理された農地等であるもの。

5 基準1(1)の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。

(1) 公道又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。ただし、農機具の搬入経路等が確保され、営農に支障がないと認められる場合はこの限りではない。

(2) 著しい急傾斜のがけ地または極端な不整形地等ではないもの。

(3) 過去に買取りの申し出により行為制限が解除され、農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による転用の届出が行われた区域ではないもの。ただし、届出後の状況の変化により、基準3(6)の要件に該当し、次の要件に該当する場合を除く。

ア 申出農地等において、新たな農業従事者が確保されていること。

イ 申出農地等における農林漁業の主たる従事者及び新たな農業従事者は、営農が可能な健康状態であること。

6 基準1(2)の「300㎡以上の規模」については、他の人の農地等と合わせてもよいものとし、面積等の取扱いについては次の事項に留意するものとする。

(1) 農地等の規模の算定にあたっては、土地登記簿に記載されている面積によるものとする。ただし、あらかじめ農地等の実測地積を明らかにできる場合においては、当該地積を農地等の規模とすることができるものとする。

(2) 一筆の農地等を分筆して農地等の規模とする場合には、あらかじめそ

の位置、区域、実測地積を明らかにするものとする。

(3) 土地登記簿に記載されている面積により生産緑地地区の指定申出を行うことが著しく不適當であると認められる場合は、固定資産税課税台帳等に記載されている面積により指定申出することができるものとする。

(4) 国土調査法による地積調査が完了した土地（土地登記簿の地積更正が未了の場合に限る。）において生産緑地地区の指定申出を行う場合は、地積図の区域並びに地積簿に記載されている位置及び面積により指定を行うものとする。

7 基準1 (3) の「用排水その他の状況」とは、用排水、日照、通風等の状況をいう。

8 基準2 の「利害関係人」とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその農地等に関する買戻し特約の登記の登記名義人をいう。

9 基準3 (1) の「都市環境の向上の観点から公園緑地等として計画的に確保すべき区域」とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 公園等の予定地として計画されている区域

(2) 公園等と一体として確保すべき区域

(3) 緑地及びオープンスペースとして機能し、周辺250m以内の既に指定された生産緑地地区の面積の合計がおおむね2,500㎡未満であり、かつ、周辺250m以内に1,000㎡以上の公園又は緑地がない区域

10 基準3 (2) の「公共施設整備計画等において、将来公共施設等の整備が予定されている区域」とは、都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市計画施設の都市計画決定がなされている区域で既に都市計画法第59条の認

可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画施設等との区域と重複しない区域をいう。

- 11 基準3（3）の「公害又は災害の防止に相当の効用があると認められる区域」とは、次のいずれかに該当するものとする。ただし、（1）又は（3）により指定を行う場合は、川崎市市民防災農地登録実施要綱第3条に規定する「市民防災農地」への登録を必要とするものとする。

（1）幅員16m以上の主要幹線道路、鉄道の沿線の区域

（2）急傾斜地崩壊危険区域内又はそれに隣接する区域

（3）災害時において地域住民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等に有効と認められる区域

- 12 基準3（4）の「既に指定された2以上の生産緑地地区の一体化」とは、新たに生産緑地地区指定又は拡大することにより既に指定されている2か所以上の生産緑地地区が一体化されることとする。

- 13 基準3（4）の「既に指定された生産緑地地区の整形化」とは、新たに生産緑地地区を指定又は拡大することにより既に指定されている生産緑地地区が整形化されることとする。

- 14 基準3（6）の「良好な営農状態が長期にわたって維持され、周辺環境との調和が図られているとともに、本市の緑地空間を確保する上で生産緑地地区として保全することが特に必要と認められるもの」とは、次のすべての要件を満たすものとする。

（1）申出農地等の農林漁業の主たる従事者が、1年間に概ね60日以上耕作に従事していること。

（2）申出農地等の農林漁業の主たる従事者の世帯状況等から、今後も継続的な農業経営が期待できると判断されるもの。

（3）申出農地等の農林漁業の主たる従事者の農業経営状態、通作距離等か



らみて、土地の効率的な利用ができるものであること。

- (4) 申出農地等の農林漁業の主たる従事者又はその世帯員が申出農地等による農業経営を継続して3年以上行っていること。

15 基準4の「土地の有効、高度利用を図るべき地域地区」とは、商業地域、工業地域及び工業専用地域並びに容積率の上限が400%以上に定められている地域をいう。

16 基準5の「川崎市生産緑地地区指定基準細目に定める場合」とは、次のとおりとする。

- (1) 基本計画作成時に生産緑地地区の配置計画について市長と協議された生産緑地地区の配置計画が、当該事業の施行に支障がないと認められる場合

- (2) 基準3(3)、(4)又は(6)の要件の一に該当する場合。ただし、当該事業区域内の生産緑地地区の面積の合計が、当該事業区域の面積のおおむね30%を超える場合は除く。

附 則

(施行期日)

この基準細目は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成 1 7 年 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成 3 0 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、令和 7 年      月      日から施行する。

川崎市生産緑地地区指定基準細目 新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1～4 (略)</p> <p>5 基準1(1)の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 公道又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。<u>ただし、農機具の搬入経路等が確保され、営農に支障がないと認められる場合はこの限りではない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～16 (略)</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この基準細目は、平成8年5月8日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この改正基準細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この改正基準細目は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> | <p>1～4 (略)</p> <p>5 基準1(1)の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 公道又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～16 (略)</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この基準細目は、平成8年5月8日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この改正基準細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>この改正基準細目は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 1 7 年 2 月 1 8 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 3 0 年 3 月      日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この改正基準細目は、令和 7 年      月      日から施行する。</u></p> | <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 1 7 年 2 月 1 8 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成 3 0 年 3 月 2 0 日から施行する。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 川崎市生産緑地地区指定基準細目の一部改正について 御意見をお寄せください

本市では、「生産緑地法」「川崎市生産緑地地区指定基準」に基づき農地を生産緑地地区に指定することで、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図っております。

このたび、貴重な都市農地について、その多面的機能の維持・保全をより一層推進するため、生産緑地地区指定の指定基準細目のうち、接道に関する項目に但し書きを追加する見直しを検討しています。つきましては、生産緑地地区指定基準の具体的な事項を定めた「川崎市生産緑地地区指定基準細目」の一部改正案を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集します。

### 1 意見募集の期間

令和7年8月20日（水）から9月18日（木）まで【30日間】

※郵送の場合は、9月18日（木）の消印有効です。

### 2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

#### （1）電子メール

市ホームページのパブリックコメントのページから、専用のフォームを使って送信してください。

#### （2）ファクシミリ

FAX：044-860-2464（川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課）

#### （3）郵送又は持参

〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

※持参の場合、土日祝日を除く8:30～12:00、13:00～17:15の時間帯でお持ちください。

#### 《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を、後日市ホームページで公表いたします。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。
- ・ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんのでご遠慮ください。

### 3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナーにて御覧いただけます。

### 4 問い合わせ先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

電話：044-860-2461 FAX：044-860-2464

E-mail：28nouti@city.kawasaki.jp

## 指定基準、指定基準細目及び指定基準・細目の運用(抜粋)

### 参考資料 「指定基準」に定める公共施設等の敷地の用に供する土地

#### 【指定基準】

- 1 市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域であるもの
  - (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
  - (2) (3) 略
- 2 略
- 3 次に掲げる要件の一に該当するもの
  - (1) 都市環境の向上の観点から公園緑地等として計画的に確保すべき区域であるもの
  - (2) 公共施設整備計画等において、将来公共施設等の整備が予定されている区域であるもの
  - (3)～(6) 略
- 4 既に道路、公園等の都市基盤施設が整備されている区域において、土地の有効、高度利用を図るべき地域地区に含まれていないもの
- 5 略

### 参考資料 「指定基準細目」に定める公共施設等の敷地の用に供する土地

#### 【指定基準細目】

- 1～4 略
- 5 基準1(1)の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。
  - (1) 公道又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。
  - (2) 著しい急傾斜のがけ地または極端な不整形地等ではないもの。
  - (3) 略
- 6～8 略
- 9 基準3(1)の「都市環境の向上の観点から公園緑地等として計画的に確保すべき区域」とは、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 公園等の予定地として計画されている区域
  - (2) 公園等と一体として確保すべき区域
  - (3) 緑地及びオープンスペースとして機能し、周辺250m以内の既に指定された生産緑地地区の面積の合計がおおむね2,500㎡未満であり、かつ、周辺250m以内に1,000㎡以上の公園又は緑地がない区域
- 10 基準3(2)の「公共施設整備計画等において、将来公共施設等の整備が予定されている区域」とは、都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市計画施設の都市計画決定がなされている区域で既に都市計画法第59条の認可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画施設等との区域と重複しない区域をいう。
- 11～16 略

### 参考資料 指定基準・細目の運用

#### 基準細目5の説明

- ★ 公道であれば幅員は4m未満でも可能です。接道幅は2mは必要となります。
- ★ 一度指定を解除した土地は公共施設等の適地としての要件を欠くことになるため、基本的には再指定はできません。しかし、一定の要件を満たす場合には再指定が可能です。